

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、サッカー競技規則および WE リーグ規約 38 条第 3 項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。

第3条〔ユニフォームの色彩〕

ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること
- ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること
- ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で 1 色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること
- ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること
- ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること

第4条〔ユニフォームの事前承認〕

WE クラブは、使用するユニフォームに関し、WE リーグの承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

WE クラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕

(1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。

- ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする
- ② 選手番号には、チームエンブレムまたはチーム名を、各数字の 1 か所に入れることができる。ただし、選手番号の視認性を妨げるものであってはならない。
- ② 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする

イ. シャツ

(a) 場 所：前面 1 か所（任意）

サイズ：高さ 10～15cm の間

(b) 場 所：背中 1 か所（必須）

サイズ：高さ 25～35cm の間

身長 150cm 以下の選手が着用する小さいユニフォームの場合は、事前にリーグの承認を得れば、サイズを適宜縮小することができる。

ロ. ショーツ（必須）

場 所：前面右下 1 か所

サイズ：高さ 8～15cm の間

(2) 選手番号は、0 は不可とし、1 をゴールキーパー、2～11 をフィールドプレイヤーとする。12～99 はポジションと無関係とする。

(3) ゴールキーパーがフィールドプレイヤーとして出場する場合、ゴールキーパーの選手番号を付けたフィールドプレイヤーのユニフォームを使用しなければならない。また、フィールドプレイヤーがゴールキーパーとして出場する場合、選手番号のないゴールキーパーのユニフォームを着用しなければならない。

(4) シャツには、次のものを表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：300cm² 以下

② チームエンブレム

場 所：胸部分に 1 点

サイズ：100cm² 以下

(5) ショーツには、次のいずれかのものを 1 か所表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm² 以下

② チームエンブレム

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm² 以下

(6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。

① 選手番号

場 所：任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm² 以下

② チーム名

場 所：任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm² 以下

③ チームエンブレム

場 所：任意の場所に左右各 2 か所まで

サイズ：片方につき合計で 50cm² 以下

第 7 条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、WE リーグが指定するアームバンドを着用し、キャプテンであることを明確に表示しなければならない。

第8条〔指定マーク等〕

- (1) シャツの右袖上腕部には、WE リーグが大会に応じて指定するマークを1点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下の通りとする。
サイズ：縦4 cm×横8 cm以下
- (2) シャツの右袖下腕部には、WE リーグが指定するパートナー広告枠をつけなければならない。なお、当該広告枠は3－4社の広告掲出を想定し、サイズは以下の通りとする。
サイズ：縦1.1 cm×横8 cm以下（1社あたりのサイズ）
- (3) WE リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、WE リーグ指定の「WE リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。
 - ① シャツ
場 所：胸1か所
サイズ：20cm²以下
 - ② ショーツ
場 所：任意の場所に1か所
サイズ：20cm²以下
 - ③ ソックス
場 所：左右各2か所まで
サイズ：各1か所ずつ表示する場合は、それぞれ20cm²以下
各2か所ずつ表示する場合は、1点につき10cm²以下
- (2) ユニフォームには、WE リーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下の通りとする。
 - ① シャツ
場 所：任意の場所に
サイズ：8 cm 以下
 - ② ショーツ
場 所：任意の場所
サイズ：8 cm 以下
 - ③ ソックス
場 所：任意の場所
サイズ：5 cm 以下

第10条〔広告の表示〕

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」により WE リーグに届け出をし、承認を得なければならない。

- (2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに6か所まで、ショーツ前後面に1か所ずつ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1st ユニフォーム、2nd ユニフォーム、3rd ユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。また、フィールドプレイヤーとゴールキーパーのユニフォームとで異なる広告を表示することができる。
- (3) 1st ユニフォーム、2nd ユニフォームおよび3rd ユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」により WE リーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。
- (4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。
- ① シャツ
- イ. 場 所：前面の選手番号上部または下部 1 か所
サイズ：300cm² 以下
- ロ. 場 所：前面の鎖骨部分左右 2 か所
サイズ：各 50cm² 以下
- ハ. 場 所：背面の選手番号上部または下部 1 か所
サイズ：200cm² 以下
- ニ. 場 所：裾 1 か所（背面の選手番号の下から裾までを 2 等分した下部のスペース内とする）
サイズ：200cm² 以下
- ホ. 場 所：左袖の任意の場所に 1 か所
サイズ：50cm² 以下
- ② ショーツ
- イ. 場 所：前面左側の任意の場所に 1 か所
サイズ：80cm² 以下
- ロ. 場 所：後面左右いずれか 1 か所（中央線をまたいではないものとする）
サイズ：80cm² 以下
- (5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会または WE リーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。

第 11 条〔選手名の表示〕

- (1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所、サイズ等および文字の種類は、次のとおりとする。
- ① シャツ
- 場 所：背面の選手番号上部または下部
サイズ：1 文字の高さを 7.5 cm 以下
- ② ショーツ
- 場 所：前面右下の選手番号上部または下部
サイズ：50cm² 以下

第 12 条〔その他表示できるもの〕

第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。

- ① ホームタウン名または活動区域名（ただし、ホームタウンマーク、スローガンは表示不可とする。）
場 所：左袖 1 か所
サイズ：50cm² 以下
- ② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガンおよびエンブレム（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする））
場所：前面 1 か所
サイズ：50cm² 以下
- ③ 優勝回数に相当する個数の星印
- ④ 試合に関連する以下の情報
 - イ. 開催日
 - ロ. 対戦カード
 - ハ. スタジアム名
 - ニ. その他 WE リーグの事前承認を得た事項
- ⑤ WE リーグが指定する大会において優勝した場合、その大会で表示を義務付けられる優勝チームマーク

第 13 条〔記念ユニフォーム〕

WE クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請により WE リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従ったものに限る。

第 14 条〔大会別ユニフォームの着用〕

WE クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なる大会別ユニフォームの着用を希望する場合、事前に WE リーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、当該大会別ユニフォームも本要項の定めに従ったものでなければならない。

第 15 条〔改 正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 16 条〔施 行〕

本要項は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。

〔改 正〕

2024 年 6 月 26 日

2025 年 6 月 25 日